

吹田中に民商の活動を知らせよう ポケットティッシュ

5000個配りました
2日の日曜日に民商の活動を宣伝する行動を行いました。宣伝カーの運行や旭町商店街とメロロド吹田前で宣伝のポケットティッシュの配布を行いました。ハンドマイクも使いながら、「確定申告の相談はありませんか？申告してからの納税で悩んでいませんか。」と訴えました。ポケットティッシュを受け取った人は「申告の時期やね」と話す方や、江坂で開催予定の「夜のオリエンテーリング」について聞く方もありました。



伝言板

譲渡申告相談会

3月10日(月) 昼2時00分 (要予約)
通常の申告書は書上げて参加してください。

3・13 重税反対全国統一行動吹田集会

3月13日(木) 昼12時45分 吹一公園
駐輪場はありません。徒歩でご参加ください。

経営交流会・お店訪問

3月19日(水) 夜7時30分
岸二地区公民館(岸部北4-15-20)
今回は北支部の下井戸敏さん(建築業)からお話を聴きます。

無料法律相談会

3月20日(木) 昼1時00分 (要予約)
北大阪総合法律事務所の弁護士さんが来てくれます。

納税緩和措置学習会

3月24日(月) 昼2時00分・25日(火) 夜7時30分
終了後、国税、住民税、国保料の減免・分納の事前相談会を開催します。

26日の市役所の相談会、28日の国税相談会、この学習会・事前相談会に参加された方が優先です。

住民税、国保料の減免・分納相談会

3月26日(水) 昼2時00分 市役所ロビー集合(要予約)

第3回夜のオリエンテーリング

3月27日(木) 夜6時15分 サニーストンホテル集合
申し込みの締め切りは3月24日です。

国税分納相談会(要予約)・消費税申告

3月28日(金) 昼2時00分 メロロド前集合

小規模企業共済制度

平成25年1月版

経営者の退職金
小規模企業共済制度は
退職後のゆとりある生活を
応援する安心の共済制度です。

「ゆとり」のために。



全国で約120万人の経営者が加入

掛金は全額所得控除

無理のない掛金
月額1,000円～70,000円の範囲で自由に選択

共済金の受取りは
一括・分割・併用の3タイプ

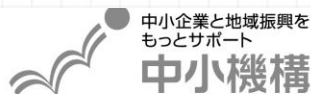
受取り時にも
税制面での大きなメリット

災害時や緊急時には
契約者貸付けの利用が可能

掛金月額が10,000円の場合 例えば、掛金月額を30,000円として試算するときは、下表の金額を3倍にしてください。

掛金納付年数	掛金合計額	共済金A	共済金B	準共済金	解約手当金
5年	600,000円	621,400円	614,600円	600,000円	●掛金納付月数に応じて、掛金合計額の80%～120%相当額がお受け取りいただけます。掛金納付月数が、240か月(20年)未満の場合は、掛金合計額を下回ります。
10年	1,200,000円	1,290,600円	1,260,800円	1,200,000円	
15年	1,800,000円	2,011,000円	1,940,400円	1,800,000円	
20年	2,400,000円	2,786,400円	2,658,800円	2,419,500円	
30年	3,600,000円	4,348,000円	4,211,800円	3,832,740円	
税法上の取扱い		退職所得扱い			一時所得扱い

※1 共済金等の額は、経済情勢等が大きく変化したときには、変更されることもあります。
※2 A・B・準共済金の額は源泉徴収前の共済金等の額です。したがって、掛金月額および契約期間によっては、手取額が掛金合計額を下回る場合があります。
※3 解約手当金の税法上の取扱いについては、任意解約で解約時65歳以上の場合、共同経営者の退任による解約で退任時65歳以上の場合、および法人成りによる解約の場合、退職所得扱いとなります。



会費集金は会員の心をあつめる活動です 毎月10日までには集めましょう
商工新聞は経営のヒント・くらしの知恵がいっぱい 毎週必ず届けましょう